



指定町村名	指定面積
八頭郡八頭村	一七町歩
" 佐治村	五
東伯郡三朝町	一〇〇
" 東伯町	一四三
日野郡伯南町	八五

鳥取県告示第五十二号

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十三年二月八日

第二条第一項の表を次のとおり改める。

技術導入資金の種類	県が定める額	償還期間
一 保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金	保温折衷苗代面積 一坪につき 六〇円	一年以内
二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	貸付の都度決定する	酸性土壌改良 二年以内 秋落水田改良 三年以内

鳥取県告示第五十三号

第三条表中の施設資金の種類欄の「十一農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金」とあるを「十一事業費が十二万五千円以下の土地改良事業に要する資金」に改める。

昭和三十三年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

三 桑園の改植を行うために必要な桑苗の購入に要する資金

鳥取県告示第五十四号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第十八条の規定にもとづき、昭和三十三年における総トン数十五トン以上の動力付中型まき網漁業（いわしを目的とするいわゆるいわし巾着網漁業）の起業認可申請期間を次のとおり定める。

昭和三十三年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年二月 八日から

昭和三十三年二月十五日まで

鳥取県告示第五十五号

国民健康保険を行う鹿野町に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き鹿野町

桑園一反歩につき

三、二四〇円

三年以内

国民健康保険条例の一部変更を昭和三十三年一月十二日認可した。

昭和三十三年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

米川土地改良区

理事 高 梨 幸 治 境港市外江町

就任した役員の名および住所

倉吉市国分寺土地改良区  
 監事 小谷庸理 倉吉市国分寺  
 米子市中井土地改良区  
 理事長 杉村晴正 米子市福市  
 理事 伊塚睦 伊塚浩 堀尾重正 伊塚克己 堀尾清繁 香田清重 坂田貞一 景山新治 有沢信之 香田亮 本田豊 中谷虎市 内藤武一郎 尾谷芳明

「 監事 尾谷芳明  
 「 中谷虎市  
 「 本田豊  
 「 香田亮  
 「 有沢信之  
 「 景山新治  
 「 坂田貞一  
 「 香田清重  
 「 堀尾清繁  
 「 伊塚克己  
 「 堀尾重正  
 「 伊塚睦  
 「 伊塚浩  
 「 杉村晴正  
 「 米子市福市

御机土地改良区

理事 岡照雄 日野郡江府町大字御机  
 「 加藤治郎  
 「 伊達源藏  
 「 伊達勇  
 「 川上八千穂  
 「 川上貢  
 「 川上義雄  
 「 岡本信治  
 「 岡本信治

鳥取県告示第五十七号

結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ、の検査及び駆除を次のとおり実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり  
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 倉吉市、東伯郡……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。

但し生後六ヶ月分娩前一ヶ月及び分娩後十日以内のものを除く。

米子市、西伯郡……牛、但し生後三ヶ月以内分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
 五 検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査  
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査  
 肝てつ、検査……皮内反応検査及び虫卵検査  
 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

倉吉市、東伯郡

検査月日	検査区域	検査場所
二月十三日	倉吉市旧西郷村	八尾検査場
二月十六日	倉吉市旧西郷村	八尾検査場
二月十六日	旧上井町	福庭
二月十五日	旧上北条村	新田
二月十五日	東郷町旧花見村	長和田
二月十五日	泊村	原
二月十六日	大栄町、旧大誠村	六尾
二月十六日	由良町由良	駅前
二月十八日	大谷	大谷
二月十八日	倉吉市旧灘手村	灘手
二月十八日	倉吉市旧北谷村	西高尾
二月十九日	倉吉市旧北谷村	農協
二月十九日	旧高城村	上福田
二月二十日	旧上小鴨村	上古川
二月二十三日	旧上小鴨村	上古川



幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表一

幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

鳥取県倉吉警察署	神倉巡査部長派出所東伯郡三朝町大字神倉	第二十六号及び第四十二号 巡査駐在所受持区域内一円
鳥取県倉吉警察署	三朝巡査部長派出所東伯郡三朝町大字三朝	第二十四号、第二十五号、第二十七号、第二十八号各巡査駐在所受持区域内一円
	神倉巡査部長派出所東伯郡三朝町大字神倉	第二十六号及び第四十二号 巡査駐在所受持区域内一円

を

に改める。

別表二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

二七 " 片柴 "	" 大字片柴 "	" 大字余戸、片柴、坂本、三徳、俵原 "
二八 " 三朝 "	" 大字三朝 "	" 大字三朝、山田、砂原、横手、大瀬 "
二九 倉吉市八屋 "	倉吉市八屋	倉吉市のうち伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、大原、栗尾
二七 " 片柴 "	" 大字片柴 "	" 大字余戸、片柴、坂本、三徳、俵原 "
二八 三朝 巡査部長派出所	" 大字三朝 "	" 大字三朝、山田、砂原、横手、大瀬 "
二九 倉吉市八屋 駐在所	倉吉市八屋	倉吉市のうち伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、大原、栗尾

を

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和三十三年一月十八日鳥取県告示第二十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 誤 正

八 八 二、六三二四 二、八九二〇

昭和三十三年一月二十九日公告（市町村農業共済組合専任職員資格試験の実施）中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

一三 上 二 三月二十六、 二月二十六、